

令和6年

10月臨時会の結果

10月23日、24日 (会期：2日間)

市長提出議案 8件



詳しくはこちら

全議員が賛成した議案

予算 令和6年度一般会計補正予算(第5号) 予算案件1件

全議員が継続審査とした議案

決算認定 令和5年度一般会計歳入歳出決算認定、令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 など認定案件6件

賛否が分かれた議案 (福田秀章議員は、議長のため表決に加わりません)

賛成：○ 反対：×

議員名	創志会			さんだの未来			市民とともに			公明党			日本共産党 三田市議団		日本維新の会 三田		結果					
	幸田安司	今北義明	小杉崇浩	坪之内幸司	假屋浩司	佐貫尚子	中田哲	関口正人	小山裕久	肥後淳三	橋本維文	山崎文	大西憲司	大西雅子	福田佳則	村手秀樹		長尾明憲	水元サユミ	木村雅人	福本愛	長谷川良果
件名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	賛成18人 反対3人 可決
条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	



議案第81号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

内容 被保険者証発行終了に伴う手続等の事務変更により条例を一部改正するもの

可決
賛成18名
反対3名

反対討論

国が決めたマイナ保険証を基本とする仕組みへの切り替えは、任意であるはずのマイナンバーカードの取得を強制するような進め方で横暴であると言わざるを得ない。また、現行の被保険者証で十分対応できているものを廃止し、新たな資格確認書にする理由がない。資格確認書は当面、申請なしでも交付されるが、後々申請が必要となり、申請を忘れた場合に保険適用が受けられなくなる恐れや、施設入所者等の申請が難しいなどの問題も起こりうる。多額の追加コストがかかることも明らかである。

被保険者証の廃止、すなわち新たな資格確認書の発行は進めるべきでなく、被保険者証の存続こそ求めるべきであり、反対。(日本共産党三田市議団 木村雅人)

賛成討論

マイナ保険証への移行により、本人同意のもと検診や服薬の情報が共有され、より安心して適切な医療が受けられる。さらに、診療報酬改定による医療費負担の軽減、退職や引っ越しによる手続きの簡略化、過誤請求の減少等による事務負担軽減など多くのメリットがある。

また、国ではマイナ保険証の取得が困難な人に資格確認書を交付することとしており、市でも全ての人が必要な医療の受診ができるよう円滑な制度移行に向け、丁寧な取組がされる。

マイナ保険証への移行に対応するための規定改正であり、今後、医療DXを構築し、誰もが安心して適切な医療を受けられる環境整備を進める上で必要不可欠であるため、賛成。(創志会 小杉崇浩)

説明



医療DX：医療分野においてデジタル技術を活用することで効率や質を上昇させること

三田市議会ハラスメント根絶条例を制定しました

令和6年9月定例会第1日(8月20日)に、「三田市議会ハラスメント根絶条例」が全会一致で可決され、同日施行となりました。条例の前文では、ハラスメントの根絶と未然防止を決意する旨を明らかにし、本文では、条例の目的やハラスメントの定義から始まり、議長および議員の責務、行動指針の策定、相談窓口の設置などについて規定しています。

POINT 三田市議会ハラスメント根絶条例にはこんなことが規定されています

- ✓ 条例の目的
議員及び職員等によるハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、市民から信頼され続ける議会の実現を目的とするもの
- ✓ ハラスメントの定義
パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント、SOGIハラスメント他
- ✓ 適用範囲
議員から職員等、議員から議員、職員等から議員に対するハラスメント
- ✓ 議員の責務
ハラスメントの根絶、説明責任、報告義務など
- ✓ 議長の責務
ハラスメントの根絶、解決措置、相談体制の整備など
- ✓ 議員への研修等の実施
- ✓ 行動指針の策定および周知徹底
- ✓ 議長への相談・申し立て、議会事務局への窓口設置 など



全文はこちらをご覧ください。

説明



SOGIハラスメント：性的指向や性自認に関わる差別や嫌がらせ

三田市議会のハラスメント根絶に向けた行動指針

- 第1 三田市議会は、ハラスメントを許しません。
～市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に努めます～
- 第2 三田市議会は、「三田市議会ハラスメント根絶条例」を遵守し、迅速に対処します。
～新たな被害者を生まないために、ハラスメント根絶の取組を徹底します～
- 第3 三田市議会は、ハラスメントに関する議員の知識や対応力を向上させます。
～継続的な研鑽と、プライバシーの保護の徹底に努めます～

詳細はこちらをご覧ください。



相談窓口を設置

議会事務局内に議員・職員向けの相談窓口を設置し、ハラスメントに関する相談や申し立て等に対応できるようになりました。



ハラスメント行為が起きたら…

相談窓口において被害の申し立てを受け付け、受理されると、議長が必要に応じ第三者委員会としてハラスメント審査会を設置し、調査を委任します。審査会でハラスメントが認定されると、議員の氏名やハラスメントの概要を公表するとともに、必要な措置についての協議・決定を行います。

